

2019.05.17  
 コチ コンサルティング

昨日5月16日、北京で日中社会保障協定第19条に基づく外交上の公文の交換が行われました。これにより、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（日中社会保障協定）は、**2019年9月1日**に効力が生ずることとなります。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_007416.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007416.html)

- 適用範囲（加入が免除される社会保障項目）
  - ・ 在中国日本籍人員：就業者（被雇用者）基本養老保険
  - ・ 在日本中国籍人員：年金（国民年金(国民年金基金を除く)、厚生年金(厚生年金基金を除く)）
- 派遣者の適用期間
  - ・ 派遣者は派遣当初5年間は派遣元国の法規に基づき派遣元国の適用社会保障に加入する。
  - ・ 協定発効前から相手国で就労している場合の派遣期間は協定発効発生の日（**2019年9月1日**）に開始したものとみなす。
  - ・ 両国の責任部門は、派遣期間が継続5年を超えた場合も、派遣元国のみの社会保障加入に合意することができる。

NAVI ①

日中社会保障協定の施行により、保険料の二重負担が解消されます。5月1日に国务院通知で明示された養老保険の企業納付率比率の16%への引き下げとともに、企業の負担を軽減する施策が実行されています。

地域	基数上限 (元)	企業負担	個人負担	納付率計	養老保険納付額上限 2019.05~	養老保険納付額上限 (元/月)~2019.04
上海	24,633	16%	8%	24%	<b>5,912</b>	<b>6,579</b>
北京	25,401	16%	8%	24%	<b>6,096</b>	<b>6,858</b>
天津	16,821	16%	8%	24%	<b>4,037</b>	<b>4,542</b>

NAVI ②

中国と締結済みの二国間社会保障協定の概要は以下の通りです。

国家	ドイツ	韓国	デンマーク	フィンランド	カナダ	スイス	オランダ
締結日	2001/07/12	2012/10/29	2013/12/09	2014/09/22	2015/04/02	2015/09/30	2016/09/12
発効日	2002/04/04	2013/01/16	2014/05/14	2017/02/01	2017/01/01	2017/06/19	2017/09/01
対象保険	1.養老保険 2.失業保険	1.養老保険 2.失業保険	1.養老保険	1.養老保険 2.失業保険	1.養老保険	1.養老保険 2.失業保険	1.養老保険 2.失業保険
免除期間	1~4類： 初回60日。 状況により96日延長可能。 第5類： 雇用主、労働者の申請により無期限。	・初回60日。 ・申請により60日延長。	・派遣者は初回5年間。 ・5年を超える場合は申請により最大60日まで免除期間延長。	・派遣者は初回5年。 ・5年を超える場合は両国関連機関の協議により延長可能。	・派遣者は72カ月（6年間）。 ・72カ月を超える場合は両国関連機関の協議により延長可能。	・派遣者は初回最長6年。 ・6年を超える場合は、両国の関連機関の協議により延長可能。	・派遣者は初回最長5年。 ・5年を超える場合は、両国の関連機関の協議により延長可能。
国家	スペイン	フランス	ルクセンブルグ				
締結日	2017/5/19	2016/10/31	2017/11/27				
発効日	3月予定	未定	未定				
対象保険	1.養老保険 2.失業保険	関連社保	1.養老保険				